
資 料 編

目 次

資料 1	東川町国民保護協議会条例	1
資料 2	東川町国民保護対策本部及び東川町緊急対処事態対策本部条例	2
資料 3	関係機関等の連絡先等	5
資料 4	関係報道機関一覧	7
資料 5	避難施設等一覧	8

資料 1

東川町国民保護協議会条例

平成18年 3月15日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、東川町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東川町国民保護計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 東川町の区域に係る国民の保護のための措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、東川町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、20人以内とし、法第40条第4項各号に掲げる者のうちから東川町長が任命する。

6 委員の任期は、2年とし、再任をすることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、法第40条第7項で準用する法第38条第7項に定める者の内から東川町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月15日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2

東川町国民保護対策本部及び東川町緊急対処事態対策本部条例

平成18年 3月15日

条例第 2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、東川町国民保護対策本部及び東川町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 東川町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、東川町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 東川町国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 東川町国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国又は道の職員、その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、本部の事務を行う組織として国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 前項に定める現地対策本部に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(東川町緊急対処事態対策本部)

第6条 第2条から前条までの規定は、東川町緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

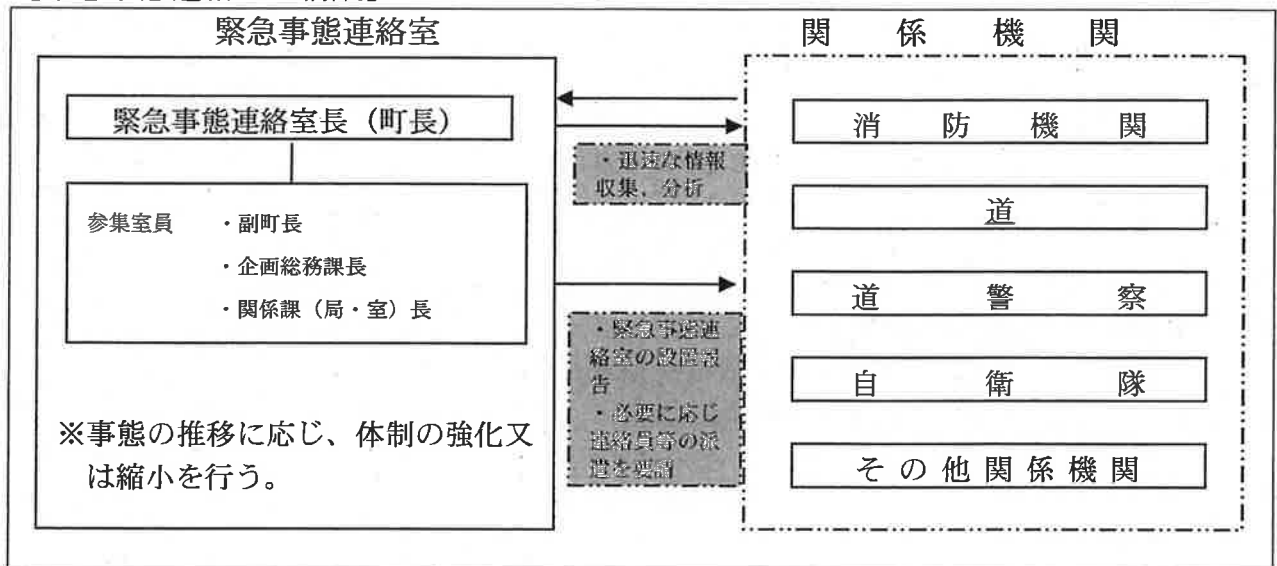
この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

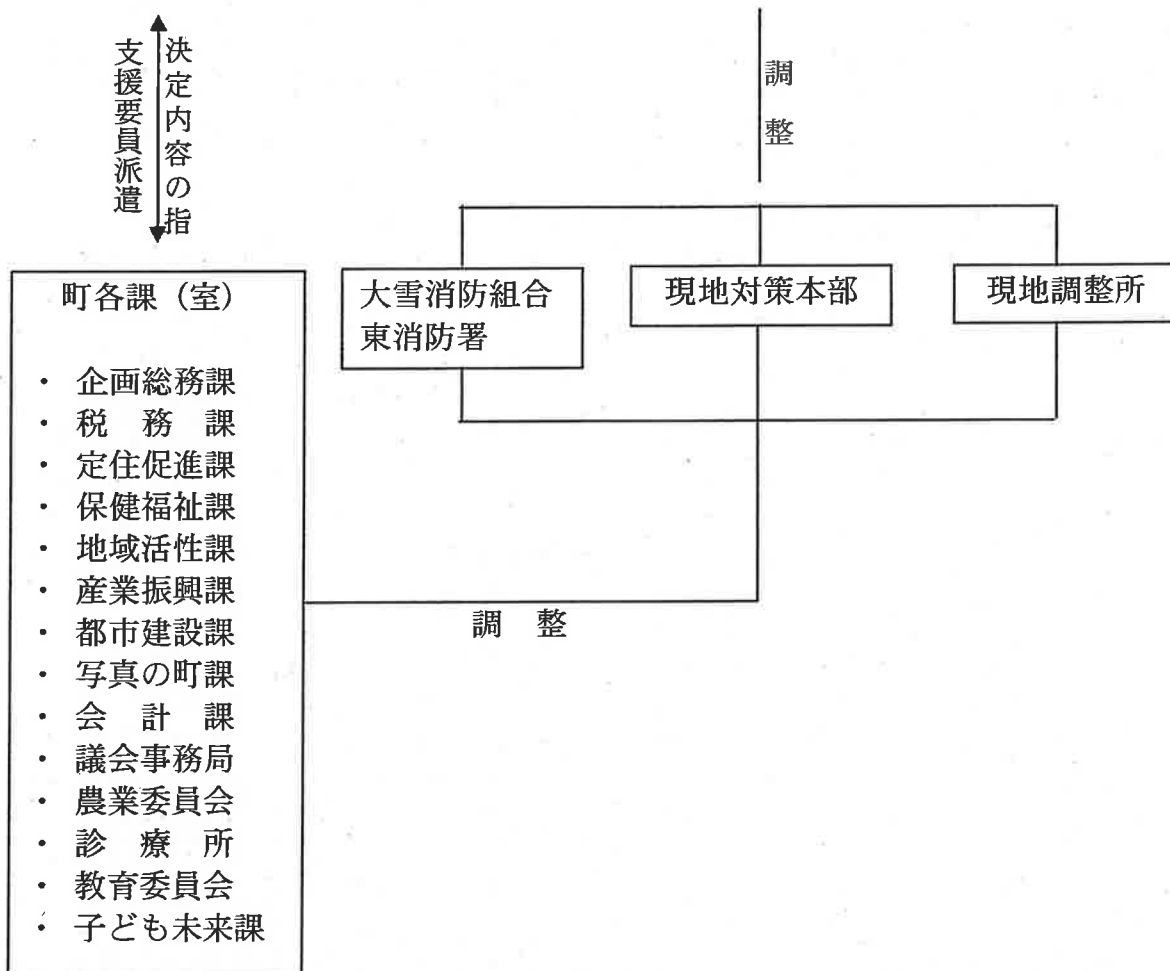
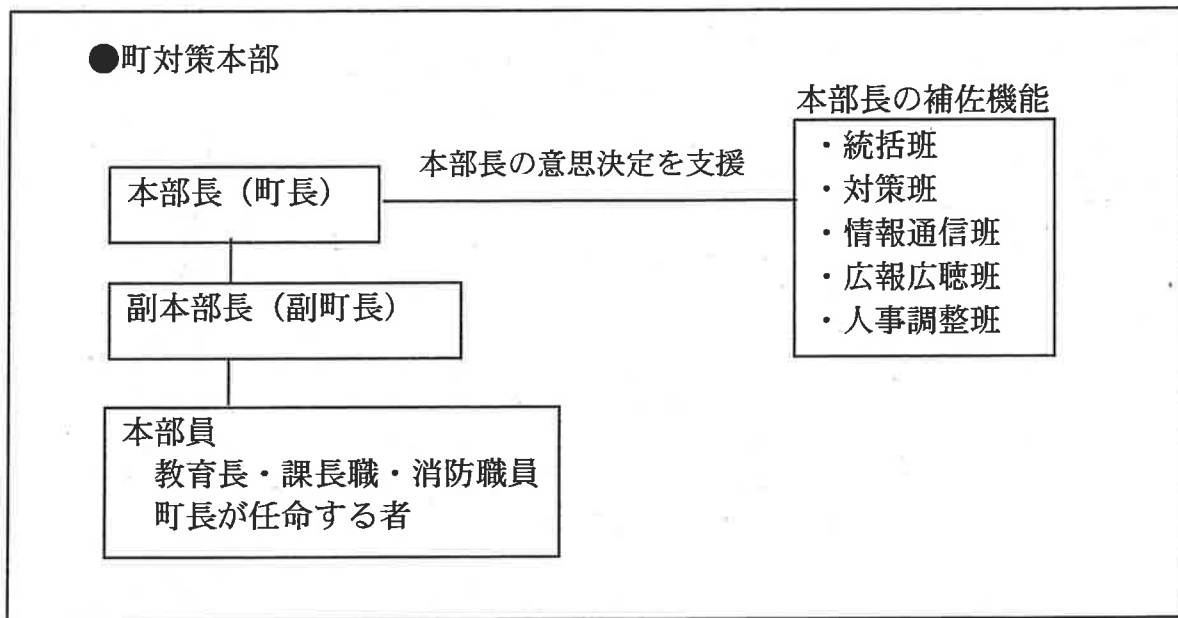
町の国民保護措置体制

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	全課（局・室）での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		担当課体制
	全課（局・室）での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		緊急事態連絡室体制
事態認定後	町対策本部設置の通知がない場合	全課（局・室）での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	担当課体制
		全課（局・室）での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	緊急事態連絡室体制
	町対策本部設置の通知を受けた場合		町対策本部体制

【緊急事態連絡室の構成】



【町対策本部の組織】



資料3

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前通東 4155 番地 31 旭川合同庁舎	0166-32-1111
旭川地方気象台	旭川市宮前通東 4155 番地 31 旭川合同庁舎	0166-32-7102
北海道農政事務所地域第4課	旭川市大町 3 条 3 丁目 3639 番地 2	0166-51-4296
北海道森林管理局旭川事務所	旭川市神楽 3 条 5 丁目 3 - 11	0166-62-6738
北海道森林管理局上川中部森林管理署	旭川市神楽 3 条 4 丁目 3 - 25	0166-61-0206
陸上自衛隊第2師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

【関係道機関（道警察含む）】

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道庁	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
北海道上川総合振興局	旭川市永山 6 条 19 丁目上川合同庁舎	0166-46-5111
北海道上川教育局	旭川市永山 6 条 19 丁目上川合同庁舎	0166-46-5111
北海道上川保健福祉事務所	旭川市永山 6 条 19 丁目上川合同庁舎	0166-46-5111
北海道上川総合振興局旭川建設管理部	旭川市永山 6 条 19 丁目上川合同庁舎	0166-46-5111
北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課	旭川市東 3 条 5 丁目 1 - 4 4	0166-26-4461
北海道上川農業改良普及センター大雪支所	美瑛町中町 4 丁目 4 - 1 3 号	0166-92-2077
北海道上川総合振興局南部森林室	旭川市永山 6 条 19 丁目上川合同庁舎	0166-46-5111
北海道警察旭川方面本部	旭川市 1 条通 2 5 丁目	0166-35-0110
北海道警察旭川方面旭川東警察署	旭川市 1 条通 2 5 丁目	0166-34-0110
北海道警察旭川方面旭川東警察署東川駐在所	東川町北町 1 丁目 2 番 1 号	0166-82-2154
北海道警察旭川方面旭川東警察署志比内駐在所	東神楽町字志比内	0166-96-2423

【関係市町村機関】

機 関 名	所 在 地	電話番号
旭川市	旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地	0166-26-1111
鷹栖町	鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号	0166-87-2111
東神楽町	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号	0166-83-2111
当麻町	当麻町 3 条東 2 丁目 1 1 番 1 号	0166-84-2111

機 関 名	所 在 地	電話番号
比布町	比布町北町1丁目2番1号	0166-85-2111
愛別町	愛別町本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川町南町180番地	01658-2-1211
美瑛町	美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111

【その他の機関】

機 関 名	所 在 地	電話番号
東川郵便局	東川町南町1丁目3番13号	0166-82-2224
東川八号郵便局	東川町西町8丁目2番1号	0166-82-2255
東川北郵便局	東川町西4号北29番地	0166-82-2256
東日本電信電話(株)北海道支店	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466
北海道電力(株)旭川支店	旭川市4条通12丁目	0166-23-1121
上川郡中央医師会	愛別町本町129番地の1愛別診療所内	01658-6-6060
東和土地改良区	旭川市東旭川旭正	0166-32-2241
(社)旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361
東川町商工会	東川町東町1丁目7番5号	0166-82-2750
東川町農業協同組合	東川町西町1丁目5番1号	0166-82-2121
上川中央農業共済組合	旭川市東旭川下兵村517	0166-36-2162
東川町森林組合	東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2421
町内会		

資料 4

【関係報道機関一覧】

名 称	住 所	電 話
日本放送協会旭川放送局	旭川市 6 条 6 丁目	0166-24-7000
北海道放送(株)旭川放送局	旭川市宮下 8 丁目	0166-23-6610
札幌テレビ放送(株)旭川放送局	旭川市東旭川北 2 条 6 丁目 1-2	0166-36-1010
北海道テレビ放送(株)旭川支社	旭川市 2 条 8 丁目	0166-25-4151
北海道文化放送(株)旭川支社	旭川市 4 条 1 0 丁目	0166-26-2010
(株)テレビ北海道旭川支局	旭川市 7 条 1 3 丁目	0166-22-9336
(株)エフエム北海道	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-241-0804
(株)エフエムノースウェーブ	札幌市中央区北 7 条西 4 丁目	011-707-6504
(株)北海道新聞社旭川支社	旭川市 4 条 1 0 丁目	0166-21-2503
(株)朝日新聞社旭川支局	旭川市 7 条 1 4 丁目	0166-22-7181
(株)毎日新聞社旭川支局	旭川市 6 条 1 3 丁目	0166-26-5151
(株)讀賣新聞社旭川支局	旭川市 9 条 7 丁目	0166-26-0435
日本経済新聞社旭川支局	旭川市 8 条 6 丁目	0166-23-7100
(社)共同通信社旭川支局	旭川市 4 条 1 0 丁目	0166-23-8131
時事通信社旭川支局	旭川市 2 条通 9 丁目	0166-24-2266

資料5

1. 避難場所

番号	施設名	所在地	防災	国民保護	備考
1	東川小学校	北町1丁目1番1号	○	○	
2	東川中学校	北町1丁目5番1号	○	○	
3	東川高校	北町2丁目12番1号	○	○	
4	羽衣公園	東町1丁目15番3号	○	○	
5	幼児センター	西4号北8番地	○	○	
6	東川第1小学校	西10号北24番地	○	○	
7	東川養護学校	西10号北36番地	○	○	
8	東川第2小学校	西4号北32番地	○	○	
9	キトウシ情報センター他	西4号北43番地	○		
10	旭川福祉専門学校	進化台	○		
11	東川第3小学校	東8号南1番地	○	○	

2. 避難施設

番号	施設名	収容可能人員	所在地	防災	国民保護	備考
1	東川小学校	800	北町1丁目1番1号	○	○	
2	東川中学校	980	北町1丁目5番1号	○	○	
3	東川高校	500	北町2丁目12番1号	○	○	
4	農村環境改善センター	400	東町1丁目15番3号	○	○	
5	老人保健センター	150	東町1丁目15番1号	○	○	
6	海洋センター	530	北町1丁目7番1号	○	○	
7	錬成館	130	北町1丁目1番3号	○	○	
8	幼児センター	200	西4号北8番地	○	○	
9	文化ギャラリー	300	東町1丁目19番1号	○	○	
10	文化交流館	160	東町1丁目15番2号	○	○	
11	東町会館	200	東町1丁目7番1号	○	○	
12	農協事務所（ホール）	200	西町1丁目5番1号	○		
13	西部地区コミュニティセンター	300	西町8丁目5番1号	○	○	
14	特別養護老人ホーム羽衣園	100	西町8丁目29番3号	○		
15	老人保健施設ひだまりの里	150	西町8丁目29番1号	○		
16	好蔵寺	200	北町8丁目2番9号	○		
17	東川第1小学校	310	西10号北24番地	○	○	
18	第1地区コミュニティセンター	150	西10号北24番地	○	○	
19	東川養護学校	260	西10号北36番地	○	○	
20	東川第2小学校	300	西4号北32番地	○	○	
21	第2地区コミュニティセンター	150	西4号北30番地	○	○	
22	キトウシ情報センター他	180	西4号北43番地	○		
23	北海道環境福祉専門学校	170	進化台	○		
24	旭川福祉専門学校	80	進化台	○		
25	東川第3小学校	260	東8号南1番地	○	○	
26	第3地区コミュニティセンター	150	東8号北1番地	○	○	
27	道の駅 ひがしかわ「道草館」	140	東町1丁目1番15号		○	

2. 避難施設

番号	施設名	収容可能人員	所在地	防災	国民保護	備考
28	地域活動支援センター 「かたくり」	80	東町4丁目15番12号	○		
29	東川町共生サロン	60	東町1丁目7番10号	○	○	
30	東川町ふるさと交流センター	90	東町1丁目7番14号	○	○	

東川町国民保護計画書

- 計画策定 平成19年 5月29日
- 第1次改訂 平成20年 3月 4日
- 第2次改訂 平成23年 8月22日

発行：北海道東川町国民保護協議会

〒071-1492 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

☎0166-82-2111 FAX0166-82-3644

